

公益財団法人ユートピアくびき振興財団定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人ユートピアくびき振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟県上越市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、上越市頸城区における地域資源を活用しながら地域住民の知識向上に努め、まちづくりや人材育成事業等を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域人材育成に関する事業
- (2) 地域振興活動を担う青少年への奨学金貸与に関する事業
- (3) まちづくり振興支援に関する事業
- (4) 頸城の歴史・文化及び自然遺産の伝承保存に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財 産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものは、この法人の基本財産とする。
3. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
4. 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年度事業年度開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 財産目録

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類は5年間据え置き、この法人の定款とともに、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号及び第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細部は理事会において定める。

5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者との法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び、当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評 議 員 会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産損益計算書)並びにこれらの付属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき代表理事が招集する。

2. 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者毎に議決を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出した議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名
2. 理事のうち、1名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、通常理事会において自己の職務の執行状況を報告する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、代表理事及び業務執行理事には、評議員会が別に定

める総額の範囲内で、評議員会が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関する必要な事項は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、事業年度毎に5月又は6月及び2月又は3月の2回開催する。
3. 臨時理事会は、代表理事が必要と認めたとき、又は、代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、業務執行理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条、第11条についても適用する。

(解 散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第37条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議により、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、この法人の類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。ただし、事務局長の職を理事に兼任させることができる。

3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11条 補 則

(委 任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特殊民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は、大島喜一とする。

4. 財団法人ユートピアくびき振興財団寄付行為(平成17年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、令和7年5月29日から適用する。